

＜令和 7 (2025) 年度公募における主な変更点＞

（１）研究インテグリティについて

- 「研究インテグリティの確保に係る対応方針について」（令和 3 年 4 月 27 日統合イノベーション戦略推進会議決定）等を踏まえ、研究活動の透明性の確保のため、必要な対応を実施しています。

令和 7 (2025) 年度公募からは、e-Rad に登録された研究インテグリティに係る情報を科研費電子申請システムに連携し、当該 e-Rad 情報を基に研究計画調書に必要な情報を入力いただきます。

特に、e-Rad において、研究代表者及び研究分担者が所属機関への研究インテグリティに係る誓約状況を登録していない場合は応募できませんので、必ず事前に当該情報の登録状況を確認してください。（「[Ⅲ. 応募する方へ 1. 応募の前に行うべきこと \(2\) 研究者情報登録の確認 \(e-Rad\)](#)」及び「[Ⅳ. 研究機関の方へ 3. 応募書類（研究計画調書）の提出に当たって確認すべきこと \(2\) 研究者情報登録の確認 \(e-Rad\)](#)」参照）

（２）安全保障貿易管理の体制整備について

- 科研費による研究活動を行う研究者に対しては、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）に基づき規制されている技術の輸出（提供）を予定している場合には、当該法律や所属研究機関の規程等を踏まえ、安全保障貿易管理体制や対処方法等を十分に確認することを求めています。

令和 7 (2025) 年度に助成を行う研究課題から、交付決定までに当該研究課題において外為法の輸出規制にあたる貨物・技術の提供が予定されているかの確認及び、提供の意思がある場合は、研究機関の管理体制の有無について確認を行います。

提供の予定がある場合、管理体制が整備されている必要がありますので、研究機関は当該事務を適切に行うために必要な体制を整備し、整備状況を必ず e-Rad へ登録してください。（「[Ⅳ. 研究機関の方へ 2. 「研究機関」としてあらかじめ行うべきこと \(11\) 安全保障貿易管理体制の整備について](#)」及び「[Ⅴ. 関連する留意事項等 7. 安全保障貿易管理について（海外への漏えいへの対処）](#)」参照）